

一般社団法人座間味村観光協会 入会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人座間味村観光協会（以下「観光協会」という。）入会にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 観光協会関係機関及び会員相互の連携調和を図るため、村内で営業する良心的な事業所の入会を促すことを目的とする。

(入会基準)

第3条 入会を希望する事業所は、各事業の開業および存続のために法令で義務付けられる各種届出や許認可取得を証明する書類を、当法人所定の入会申込書とともに提出し理事会の承認を得なければならない。事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は入会を認めず、また理事会にて入会を取り消す事ができる。

- (1) 座間味村に年間を通して居住していないもの
- (2) 短期間のみ開業する事業者
- (3) 座間味村での居住が一年未満のもの
- (4) 反社会的勢力が関与する事業と認められるもの
- (5) 公序良俗に反する営業内容と認められるもの
- (6) 風俗営業等の規則及び事業の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくない事業
- (8) 環境上好ましくない事業
- (9) 各事業所の開業及び存続のために法令で義務付けられる各種届出や許認可取得が完了していない事業所
- (10) 当法人や村内各種団体や公的機関に対し、当該店の利用者や近隣住民からその営業内容や地域での実態について苦情が寄せられている事業所
- (11) その他 理事の3分の2以上が入会を適当でないと認めるもの

附 則

この要綱は平成28年5月19日から施行する。